

コメントの概要とコメントに対する金融庁・財務省の考え方（平成 18 年 3 月 13 日公表）

（※略称の意義についてはインターネットホームページ公表文を参照）

1. 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（案）について

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	1 条の 5 第 1 項	「当該申出に係る保険契約が保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものであること」とあるが、保険業法 3 条 5 項 1 号に掲げる保険に係る保険契約は、保険契約者が個人・小規模法人・管理組合でないものであっても「保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いもの」に該当すると理解してよいか。	そのような理解で結構です。
2	1 条の 6 第 1 項 3 号	「次条第 1 項に規定する期間が終了するまでに保険業法施行令…第 36 条の 4 第 1 号又は第 2 号に掲げる権利に係る保険事故が発生した場合における当該権利」に係る補償対象保険金支払率が 100%とされているが、保険業法 250 条 3 項に規定する「特定契約」のうち同項 1 号に掲げるものについては、本号（保護命令案 1 条の 6 第 1 項 3 号）の規定にかかわらず、保険業法 250 条 1 項・2 項に基づき契約条件の変更の対象外となるものと理解してよいか。	そのような理解で結構です。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
3	1条の6第1項 3号・6号	<p>現在、自動車保険の対人・対物賠償保険は無制限填補が一般化しているところ、このように限度額設定のなされていない保険契約については、保険会社が破綻した場合でも、締結された保険契約の内容どおりの補償をする必要があるのではないかと考える。</p> <p>そもそも、限度額設定のなされていない契約自体、昨今言われているコンプライアンスにかかわる問題であり、無制限に填補をすることはできないのにあたかも填補できるように契約者を惑わせているものであり、引受け時に自社の体力にかかわる指標（総資産等）および再保険等にて調達できる填補限度額を契約者に正確に説明する必要があると考える。</p> <p>また最近の一部の個人賠償責任保険についても無制限填補があるようであるがこちらも同様の問題が生じていると考える。</p> <p>破綻時の補償割合の前提としては元の填補額が決まっていなければならない、無制限填補の場合は割合を乗じても変わらないと考えるのが常識的ではないかと考える。</p>	<p>損害保険契約における保険金額（填補限度額）とは支払保険金の額の最高限度額のことをいい、保険金額（填補限度額）無制限の約定とは、当該保険契約の定めるところにより損害額に基づき算出される支払保険金の額に、制限を加えないものをいいます。</p> <p>したがって、保険金額（填補限度額）N円の約定がある場合にはN円を上限として、保険金額（填補限度額）無制限の約定がある場合には上限を画されることなく、いずれにしても支払保険金の額は一定の額に定まるものであり、新保護命令1条の6が定めているのは、この支払保険金の額に乘すべき率です。</p> <p>損害保険契約における保険金額（填補限度額）無制限の約定も、損害保険会社が破綻に至らないことを前提としているものであり、履行されるべき債務に関する約定が債務者が破綻に至らないことを前提としたものであるのは、およそ契約一般に共通のことといえます。</p> <p>なお、金融商品の販売等に関する法律3条1項2号により、損害保険会社は損害保険契約の締結に際し、自社の信用リスク（破綻リスク）を直接の原因とする元本欠損のおそれについて説明を行う義務を課されています。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	1条の6第3項 2号	本号に規定する「年平均運用利回り」は「過去5事業年度における各事業年度の運用利回りの総和を5で除して得た運用利回り」として定義されているところ、ここでいう「運用利回り」については、キャピタルゲイン/ロスの影響を排除した利回りを用いることが適切と考えるが、かかる利回りが用いられるものと理解してよいか。	<p>本号において「年平均運用利回り」を基準として定められる「基準利率」が「高予定利率契約」の範囲を画する中心的要素となることから、ご指摘のとおり、「年平均運用利回り」についてはキャピタルゲイン/ロスの影響を基本的に受けない運用利回りが適切と考えられ、このような考え方に基づき、具体的には以下の利回りを用いることとしています。</p> <p>[生命保険会社]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「基礎利回り」（いわゆる「基礎利益」上の運用収支を一般勘定資産の日々平均残高で除して得た利回り） <p>[損害保険会社]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険業法施行規則別表（59条の2第1項3号ハ関係（損害保険会社）の「資産運用に関する指標等」の項2号の「小計」の利回り
5	1条の6第3項 2号	本号において、「基準利率」は、「…、かつ当該年平均運用利回りを超えるものとして金融庁長官及び財務大臣が定める率」として定義されているが、ある保険契約の予定利率が、実際の運用利回りを下回っているにもかかわらず、「基準利率」の見直しの時期等により「基準利率」を上回る状況となり、したがって当該保険契約が「高予定利率契約」として扱われるような事態とならないよう、「基準利率」の見直しが、実際の運用利回りの変動状況に応じて適時適切に行われることを確認させていただきたい。	<p>新保護命令1条の6第3項2号に規定する「基準利率」の金融庁長官・財務大臣による定め方およびその見直しについては、概略以下のように考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準利率は、同号に規定する年平均運用利回りを超え、かつ当該年平均運用利回りプラス概ね1%を超えない範囲内の率とする。 (2) 年平均運用利回りの上昇局面における基準利率改正の基本的考え方としては、年平均運用利回りが上昇し現行基準利率との差が保険契約者等の保護の観点から看過しえないまでに縮小した場合には基準利率改正を検討することとする。 (3) その他、必要に応じ適時適切な検討を行っていきたいと考えています。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
6	1条の6の3第1項1号	「次に掲げる事由に関する保険に係る保険契約」とは、具体的に保護命令案1条の6の3第1項1号イ～ハの保険金支払事由が、保険契約のどの範囲において、どのようなかたちで約定されていれば対象となるのか。	<p>一般に、「A保険に係る保険契約」とは、主契約（普通保険約款）の内容がA保険である保険契約を指すものと解されます（金融審議会第二部会「保険契約者保護制度の見直しについて」[平成16年12月14日]脚注1・2も参照）。</p> <p>ただし、主契約（普通保険約款）が一般的・手続的規定を定めるのみで支払事由の規定を定めていない場合（主契約[普通保険約款]が実務上「スケルトン約款」と呼ばれるような場合）には、特約のうち主たるもの（支払事由の規定を定めているものに限る。以下この考え方において同じ。）の内容によることとなるものと解されます。複数の特約が付加されている場合における主従については、《a特約を付加しなければb特約を付加することができない》という関係がある場合における当該a特約が主たる、当該b特約が従たるものと解されます。以上を明らかにするため、新保護命令に1条の6の3第2項1号(新保護命令50条の3第4項1号も同旨)を新設することとしました。</p> <p>なお、いうまでもないことですが、例えば主契約（普通保険約款）において傷害と疾病とをともに支払事由として定めている保険契約は、総合医療保険契約ともいふべきものであり、主契約（普通保険約款）の支払事由に新保護命令1条の6の3第1項1号イ～ハのいずれかが含まれているからといって、「傷害保険契約」に当たるものではありません。</p>
7	1条の6の3第1項1号	「病院、診療所等における入院、通院等の状況その他の健康状態その他の心身の状況の徴ひよとなるもの」には、単なる過去の保険金請求歴（請求先保険会社、請求回数および請求の合計金額）は含まれないものと理解してよいか。	「単なる過去の保険金請求歴（請求先保険会社、請求回数および請求の合計金額）」は含まれませんが、例えば「日額方式の疾病入院給付金の合計給付日数」などは含まれるものと解されます。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
8	1条の6の3第1項2号イ	本イを、現行の保険業法施行規則211条の2第1項1号ニと異なる規定振りとした理由は何か。	<p>保険業法施行規則のご指摘の規定は、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成17年7月8日内閣府令84号。本件関連部分は同年12月22日施行）により保険業法施行規則211条の2第1項4号に移り、さらに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成18年3月10日内閣府令10号。同年4月1日施行）により保険業法施行規則212条の2第1項4号に移るかたちとなっていますが、同号口の規定ぶり等に鑑みると、より明確な規定を新保護命令において定めることにより保険契約者等との関係において補償対象契約を明示する必要があると考えられたためです。</p> <p>なお、新保護命令1条の6の3第1項2号イは、保険契約者等の保護のための特別の措置等の観点から独自に定められたものであり、このイが、保険業法施行規則212条の2第1項4号に掲げる保険契約の範囲を明瞭に言い換えて表しているということではなく、両規定はそれぞれ独立に解釈されるべきものです。</p>
9	1条の6の3第1項2号イ	本イは、補償対象契約のうちその積立部分が特定補償対象契約とならない保険契約の一を定めるものであり、保険業法施行規則211条の2第1項1号ニに掲げるいわゆる年金払積立傷害保険の概念に影響を与えるものでないことを確認したい。	番号8 の「考え方」を参照してください。
10	1条の6の3第1項3号	本号に「過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項」とあるところ、「健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項」には「病院、診療所等における入院、通院等の状況その他の健康状態その他の心身の状況の徴ひょうとなるものを含む」旨保護命令案1条の6の3第1項1号において規定されているが、契約締結時点の入・通院の状況に係る告知を求める保険契約は、特定海外旅行傷害保険契約に該当すると理解してよいか。	新保護命令1条の6の3第1項3号は、海外旅行傷害保険の引受実務において、主として加入時に現に有している傷病については免責となることにつき保険契約者の自覚を促す観点から現症について質問が行われているものの、一般的にはこれを理由として直ちに謝絶とはされていないことを踏まえて規定されているものであり、そのような理解で結構です。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
11	1条の6の3第2項	<p>積立型基本特約が付帯されている保険契約については、算出方法書上、普通保険約款部分と積立型基本特約部分とに係る責任準備金の積立区分がそれぞれ異なる区分として記載されている場合がある。この場合にも、一般的な積立火災保険であれば、全体として掛捨の火災保険と同じ区分で積み立てられているものと解釈してよいか。</p>	<p>コメントを踏まえ、新保護命令1条の6の3第2項2号（保護命令案1条の6の3第2項に対応する規定）に「(主契約に係る責任準備金が当該区分ごとに積み立てられている場合に限る。)」を追加することとしました。</p> <p>これにより、積立型基本特約部分に係る責任準備金と普通保険約款部分に係る責任準備金とが異なる区分ごとに積み立てられている積立火災保険であっても、一般的な積立火災保険であれば、（普通保険約款部分に係る責任準備金がさらに細分されて積み立てられていないことから、）新保護命令1条の6の3第2項2号の適用をそもそも受けないこととなり、ご懸念の解釈問題は生じないこととなります。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
12	37 条等	<p>保護命令案 37 条は生命保険契約者保護機構（以下このコメントにおいて「保護機構」という。）に、その運営における透明性を確保することを義務づけているところ、以下の二つの理由から、この主旨が確保されることを要望する。</p> <p>第一に、保護機構はその存在がまさに公共的なものである。保険会社が破綻等に至った場合に当該保険契約の継続を図り、責任準備金の一定額を補償することを約することで、生命保険業の信用維持を図る役割を担っている。第二に、破綻会社への資金援助は健全性の維持されている会員保険会社の負担金によって賄われる。すなわち、保護機構による契約者保護の枠組みは会員各社の拠出あってこそ維持されるのである。したがって、その運営における透明性確保が重要であることは論をまたない。</p> <p>保護機構の運営における透明性は、保護機構に運営委員会及び評価審査会の構成や会議の開催状況等（審議の概要及び審議の結果等）の事業報告書への記載を義務づける保護命令案 37 条の実効ある運用によって促進されることとなる。</p> <p>加えて、資金拠出方法やその負担のあり方等の重要な事項の決定に際して、会員各社が実質的協議に参加できる運営を促す措置が徹底されることを強く要請する。こうした措置なくしては全ての契約者の利益を公平に扱う上で必要な保護機構の透明性の確保は困難である。</p>	<p>新保護命令 37 条等は、主として、「機構における手続きを透明化し、情報開示を一層充実させることも、利益相反によるデメリットの発生を防ぎ、機構の運営に対して規律付けを行う観点から重要であるとの意見もあった」等の金融審議会第二部会「保険契約者保護制度の見直しについて」（平成 16 年 12 月 14 日）の指摘を踏まえて措置されたものです。</p> <p>なお、生命保険契約者保護機構は原則として対等な地位に立つ会員各社から構成される法人であり（保険業法 265 条の 7 第 6 項・265 条の 27 参照）、その内部運営の適正は、第一義的には、会員各社の自治により確保されることが期待されているところです。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
13	48 条の 2 第 2 号	<p>本号は、《株式の取得》形態により救済しようとするスポンサーが手を挙げておきながら早期に対応しない場合に、破綻保険会社が承継等の申込みを行うことができることを規定したものであって、《保険契約の移転》・《合併》形態で救済しようとするスポンサーが存在する場合には、本号の適用は受けられないとの認識でよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p> <p>本号は、救済保険持株会社等が保険主要株主認可等を早期に受ける見込みがないこと「及び当該救済保険持株会社等を除き救済保険会社又は救済保険持株会社等が現れる見込みがないこと」により保険契約の移転等を行うことが困難な場合に適用されるものであり、救済保険持株会社等が保険主要株主認可等を早期に受ける見込みがなくても、別途保険契約の移転または合併による救済を目論む救済保険会社が現れる見込みがある場合には、適用されません。</p>
14	48 条の 2 第 2 号	<p>本号は、「特に損害保険会社の破綻の場合には、短期の契約が多いこと等から迅速な処理が求められるにもかかわらず、救済保険会社が容易には見つからず、早期の手續開始ができないおそれがあるとの問題が指摘されている。こうした問題に鑑みれば、迅速な手続きの開始が適切であると合理的に判断される場合には、破綻後の早い段階でも機構による引受けを決定できるようにすることが適当であると考えられる」との金融審議会報告書の内容を踏まえ、損害保険会社のみ適用されることとなったものであり、その理解に基づけば、今後も損害保険会社のみ適用され生命保険会社に適用されるものではないと理解してよいか。</p>	<p>新保護命令 48 条の 2 第 2 号が金融審議会第二部会「保険契約者保護制度の見直しについて」（平成 16 年 12 月 14 日）中の引用されている記載を踏まえて措置されたものであることはご指摘のとおりです。</p> <p>ただし、新保護命令 48 条の 2 第 2 号の適用が破綻保険会社が損害保険会社である場合に限定されているのは、現在のわが国の保険会社の保有契約の状況等を踏まえると、かかる限定が上記記載の実質的趣旨に合致するものと考えられるからであり、今後の状況等の変化によっては、破綻保険会社が生命保険会社のうち一定のもの（例えば、特定補償対象契約がその保有契約の圧倒的部分を占める生命保険会社）である場合にも適用すべく新保護命令 48 条の 2 第 2 号の見直しを検討することも考えられます。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
15	50 条の 3 第 1 項	<p>新更生特例法 445 条では、更生計画において「運用実績連動型保険契約に係る債権」についてその他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることは妨げられない旨規定されており、一方で、保護命令案 50 条の 3 第 1 項において特定特別勘定が補償対象契約から除かれています。</p> <p>これは、同項に規定する「運用実績連動型保険契約（特定特別勘定に係る部分）」について、その責任準備金を削減しない取扱いを可能とする制度整備が行われたものと理解してよいか。</p>	<p>更生計画の内容は究極的には裁判所の認可決定によるものではありませんが、新保護命令 50 条の 3 第 1 項において運用実績連動型保険契約のうち特別勘定に係る部分が補償対象契約から除かれているのは、</p> <p>(1) 新保険業法 118 条 1 項において運用実績連動型保険契約につき特別勘定の設置が明確に義務化され同条 3 項において分別管理等に係る監督上必要な定めが内閣府令に委任されることとなったこと、</p> <p>(2) 同時に、新更生特例法 445 条 3 項（新設）において運用実績連動型保険契約に係る債権につきその他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることが実質的平等に反しないことが法律上確認されたこと、したがって更生計画において運用実績連動型保険契約のうち特別勘定に係る部分につき責任準備金の非削減の取扱いがありうべきことを、</p> <p>を踏まえたものです。</p>
16	50 条の 3 第 1 項	<p>いわゆる保険業法上の手続による生命保険会社の破綻処理が行われる場合にあっても、運用実績連動型保険契約（特定特別勘定に係る部分）が機構による補償の対象外となった点に照らせば、運用実績連動型保険契約（特定特別勘定に係る部分）について更生手続の場合と同様の取扱いが可能と理解して差し支えないか。</p>	<p>保険業法上の破綻処理手続については、会社更生法 168 条 1 項・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 260 条 1 項に対応する明文規定が保険業法にないことから、新保険業法に新更生特例法 445 条 3 項に対応する規定を新設することはしていませんが、番号 15 の「考え方」(1)・(2)の事実を踏まえると、保険業法上の破綻処理手続における業務及び財産の管理に関する計画に係る内閣総理大臣の承認権限の行使にあたり、運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分に係る債権を他の保険契約に係る債権に比し有利に取り扱うことも、実質的平等に反しない限り、可能と解されます。</p> <p>保険業法上の破綻処理手続の場合と更生手続の場合とを区別することなくおよそ、運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分を補償対象契約から除くこととしているのは、以上のような解釈に基づくものです。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
17	50 条の 3 第 1 項	運用実績連動型保険契約のうち、特定特別勘定に係る部分以外の部分はどのように取り扱われるのか確認させていただきたい。	<p>新保護命令 50 条の 3 第 1 項が補償対象契約から除くこととしたのは「運用実績連動型保険契約…のうち…特定特別勘定に係る部分」であり、運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分以外の部分（以下この「考え方」において「運用実績連動型保険契約の一般勘定部分」といいます。）は、引き続き補償対象契約に含まれるものとされています。</p> <p>このように運用実績連動型保険契約の一般勘定部分が引き続き補償対象契約とされているのは、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運用実績連動型保険契約の一般勘定部分については運用リスクを保険会社が負うとともに、新保険業法 118 条 2 項・3 項に基づく厳格な分別管理の対象でもないこと、 (2) したがって、運用実績連動型保険契約の一般勘定部分に係る債権は、保険会社の破綻処理において他の保険契約に係る債権に比し有利に取り扱われる根拠に欠けていること、 <p>に鑑みると、引き続き保険契約者保護機構の資金援助というセーフティネットにより保護する必要があると考えられるためです。</p>
18	50 条の 3 第 1 項	団体年金保険等では、例えば保険料の収受を一般勘定で一元的に行っておりますが、そのため、一般勘定から特別勘定への金銭の振替えまでにはタイムラグが存在します。このタイムラグの間に更生手続が開始された場合、どのように取り扱われるのか確認させていただきたい。	<p>更生計画の内容は究極的には裁判所の認可決定によるものではありませんが、更生手続開始時に一般勘定に属する資産を、更生計画において特定特別勘定に属していたものとして取り扱うことは困難とみられること等に鑑みると、一般勘定にて受入れ後特定特別勘定投入前に更生手続が開始された場合における運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定部分に係る保険料（当該受入れ後当該投入前のもの）が、特定特別勘定に帰属するものとして有利に取り扱われることは困難と考えられます。</p> <p>保険会社においては、この点につき運用実績連動型保険契約の保険契約者に誤解が生じることのないよう留意することが必要です。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
19	50 条の 3 第 1 項	<p>平成 17 年度より保険会社は、特別勘定が設定される変額保険及び変額年金保険に付加されている最低保証リスクを合理的かつ適切に管理する目的で、保険料積立金および危険準備金Ⅲの積み立てを求められている。</p> <p>このうち保険料積立金は、毎年 3 月末及び 9 月末時点での変額保険または変額年金保険に係る特別勘定中の責任準備金を評価し、将来における最低保証の履行を担保するため積立てを要請されている。したがって、一般勘定にある他の責任準備金同様に、この保険料積立金が当然に保険契約者保護機構の保護対象であることを確認したい。</p>	番号 20 の「考え方」を参照してください。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
20	50 条の 3 第 1 項	<p>保護命令案 50 条の 3 により、最低保証機能を有する変額保険および変額年金保険は保険契約者保護機構の保護対象であることが確認されたものと理解している。</p> <p>平成 17 年度より保険会社は、特別勘定が設定される変額保険及び変額年金保険に付されている最低保証に係るリスクを合理的かつ適切に管理する目的で保険料積立金及び危険準備金Ⅲの積み立てが求められており、このうち保険料積立金は毎年 3 月末及び 9 月末時点での変額保険または変額年金保険に係る特別勘定中の責任準備金を評価して、将来における最低保証の履行を担保するための積み立てを行うよう要請されている。</p> <p>したがって、この保険料積立金は一般勘定にある他の責任準備金同様に当然に保険契約者保護機構の保護対象であり、同時にこれをもって、万一引受保険会社が破綻した場合においても最低保証機能自体は、その保証水準に一定の変更がなされることはありうるにせよ、維持されるものと理解してよいか。</p>	<p>番号 17 の「考え方」にあるとおり、新保護命令 50 条の 3 第 1 項により補償対象契約から新たに除かれることとなったのは、運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分であり、最低保証機能を有する変額保険・変額年金保険はそもそも運用実績連動型保険契約に当たらないことから、引き続き補償対象契約に含まれます。</p> <p>保険契約者保護機構が行う資金援助は、保険業法 270 条の 3 第 2 項 1 号に規定する「特定責任準備金等」の 9 割に見合い資産が満たない部分を補填するものであり、当該満たない部分に相当する額が基本的には資金援助の額となるところ、この「特定責任準備金等」の中心を占める「責任準備金」（現行の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令 50 条の 4 第 1 項 1 号）とは、負担金を拠出する保険契約者保護機構の会員保険会社とのバランス（保険業法施行規則 69 条 4 項 4 号参照）等から、保険業法に基づき保険会社の会計上の負債として計上される《業法上の「責任準備金」》ではなく、個々の保険契約につき被保険者のために積み立てるべき金額としての《個別的「責任準備金」》であると解されます。</p> <p>したがって、一般に変額年金等の《個別的「責任準備金」》は当該変額年金等に係る特別勘定積立金であるのに対し、言及されている変額年金等の最低保証リスクに係る保険料積立金は、監督上の観点から保険会社はその負債として計上することが要求されているものであり、その限りにおいて、「特定責任準備金等」には含まれないこととなります。</p> <p>以上のことを明確化するため、新保護命令 50 条の 4 第 1 項 1 号を「責任準備金（規則第十条第三号の契約者価額の基礎であるもの（当該基礎であるものが零である保険契約にあつては、未経過保険料（未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、法第二百七十条の三第二項第二号に規定する確認財産評価の基準とされた時において、まだ経過していない期間を</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
20	(つづき)	(つづき)	<p>いう。) に対応する保険料の金額をいう。) の額を基準として計算した金額 (その他の加入機構が認めた金額) に限る。) とするとともに、負担と受益のバランスの観点から、当該保険料積立金が上述のとおり「特定責任準備金等」に含まれないことに鑑み、新保護命令 25 条の 2 第 1 項 2 号において、当該保険料積立金の額の 2 分の 1 (ならびにいわゆる追加責任準備金) を、負担金の算定基礎である一般勘定の責任準備金から除くこととしました。</p> <p>なお、最低保証の付された死亡給付金、年金原資等に係る保険給付請求権が、契約条件変更により<u>およそ</u>最低保証の付されていない保険給付請求権に変更されるということは、考えにくいところです。</p> <p>また、破綻処理期間中に最低保証の付された死亡給付金、年金原資等に係る死亡、年金開始日到来等の支払事由が発生した場合には、当該死亡給付金、年金原資等は「補償対象保険金」(新保険業法 245 条 1 号、新更生特例法 440 条 1 項) として、補償対象保険金に係る資金援助契約の締結を条件に、当該最低保証額の 9 割が支払われることになるものと解されま</p> <p>す。</p> <p>なお近時、保険会社の健全性を確保する観点から、ご指摘の変額年金等の最低保証リスクに係る保険料積立金の導入等、通常予測されるリスクに係る準備金でありながら契約者価値との対応関係を見出したいものの積立規制を強化する動きもみられつつあるところです。このような状況の変化を踏まえつつ、救済保険会社等の出現を確保する観点からも、保険契約者保護機構の資金援助の対象範囲について、中長期的に議論を行うことが、今般の「特定責任準備金等」概念の明確化によりその前途を閉ざされるものではありません。</p> <p>なお、番号 21 の「考え方」も参照してください。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
21	50 条の 3 第 1 項等	<p>最低保証機能を有する変額（年金）保険の契約者は、時価が払込保険料を下回る状況下で死亡もしくは運用期間が満了するという最低保証給付の要件が満たされる場合を除けば、最低保証機能のない変額（年金）保険の契約者と同じく、運用期間中の資産運用リスクを全て負担していることが留意されるべきである。</p> <p>最低保証の有無による差異は、同機能のある商品における契約者が追加的に負担する最低保証特約費用および保険会社が負う最低保証リスクの存在である。</p> <p>2005 年 4 月以降の新契約については、同月より義務づけられた一般勘定における保険料積立金がこのリスクのための準備金である。2005 年 3 月末での保有契約についてはこの最低保証リスクに見合う追加的な積立を新たな収支分析により同様に一般勘定に積み立てることとされている。</p> <p>このように、保険会社の破綻を招来するという意味で問題となるのは一般勘定保険料積立金のみであり、特別勘定の責任準備金がこれに影響を与えないことは明らかである。</p> <p>したがって、保証機能を有する変額商品の特別勘定責任準備金もしくは保険料は保険契約者保護機構の負担金算定から除かれることを確認したい。現状の負担金算定において、特別勘定と一般勘定の責任準備金の間に差異は考慮されていないが、これは変額保険商品の契約者の観点から見れば、不当に過重な負担金負担を間接的に強いられていることに他ならない。最低保証機能を有する変額（年金）保険にかかる負担金算定にあたっては、最低保証リスクに備えて一般勘定に積み立てる保険料積立金残高のみを用いることが最も適切であると考え。</p>	<p>(1) 保険契約者保護機構はいわゆる資金援助のほか保険契約の引受け、更生手続における保険契約者等の代理等の業務を行うところ、これらの業務については一般勘定に係る保険契約と特別勘定に係る保険契約との間に特段の相違がないこと、</p> <p>(2) 保険会社の特別勘定が法律上完全に排他的に分離された勘定とは言えないことから、究極的には一般勘定に係る保険契約者と特別勘定に係る保険契約者とは一の生命保険会社に係る同順位の優先的更生債権者でありしたがって——特別勘定のみをみた場合資産運用リスクを保険契約者が負う結果原則として債務超過とならないかたちになっているとしても——当該保険会社全体としてみた場合の弁済率が 90%未満となるときには、特別勘定をも対象として資金援助が行われる格好になること、</p> <p>等に鑑みると、法令上特別勘定の責任準備金を保険契約者保護機構の負担金の算定基礎から除くことは相当でないと考えられます。</p> <p>なお、各会員の最終的な負担金額を算定する際に用いられる負担金率については、保険業法 265 条の 34 に基づく限りにおいては、金融庁長官・財務大臣の認可を要するものの、第一義的には保険契約者保護機構の自治に委ねられているところです。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
22	50 条の 3 第 1 項各号	[番号 6 と同旨]	番号 6 の「考え方」を参照してください。
23	50 条の 3 第 1 項 5 号	「規則第 83 条第 3 号ルに規定する自動車保険契約」が掲げられているが、1 つの契約で 10 台未満の自動車数を付保する保険契約も本号に掲げるものに該当すると理解してよいか。	保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 17 年 7 月 8 日内閣府令 84 号。本件関連部分は同年 12 月 22 日施行）による改正後の保険業法施行規則 83 条 3 号ルは、単に「自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契約（…「自動車保険契約」という。）…」と規定しているところであり、そのような理解で結構です。
24	50 条の 3 第 4 項	[番号 11 と同旨]	番号 11 の「考え方」を参照してください。
25	50 条の 5 第 1 項 3 号・6 号	「特定請求権に係る支払に充てるために留保されるべき特定責任準備金等」とは、破綻後 3 か月以内に移転等が行われる場合であっても、破綻後 3 か月間の保険事故については保険金 100%補償が行われることを意図したものか。	ご指摘のとおり、新保護命令 50 条の 5 第 1 項 3 号・6 号に設けられている各但書の趣旨は、「保険金支払の全額保証を行う期間については、保険契約者が破綻保険会社との契約を解約して、他の保険会社へ乗り換える手続きを行うための猶予期間となる」との趣旨を踏まえ、3 ヶ月程度とすることが適当と考えられる」との金融審議会第二部会「保険契約者保護制度の見直しについて」（平成 16 年 12 月 14 日）の趣旨を踏まえ、万一、新保護命令 1 条の 6 の 2 第 1 項の期間の満了前という非常に迅速な状態で保険契約の移転等が行われた場合であっても、この「猶予期間」については「保険金支払の全額保証を行う」ことにあります。
26	50 条の 5 第 1 項 3 号・6 号	[番号 3 と同旨]	番号 3 の「考え方」を参照してください。
27	50 条の 5 第 3 項	「その保険料及び責任準備金…の算出の基礎となる予定利率」とされているが、この「予定利率」とは、保険料の計算の基礎となる予定利率（団体年金保険では責任準備金の計算の基礎となる予定利率）と理解してよいか。	そのような理解で結構です。なおコメントを踏まえ、新保護命令 50 条の 5 第 3 項において「その保険料又は責任準備金…の算出の基礎となる予定利率」とすることとしました。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
28	50 条の 5 第 3 項	<p>「その保険料及び責任準備金の算出の基礎となる予定利率」により高予定利率契約に該当するか否かを判断するものとされているが、以下の点について確認させていただきたい。</p> <p>(1) 例えば、主契約・特約において予定利率が異なる場合には、主契約・特約毎に、それぞれの予定利率により、高予定利率契約に該当することになるか否かの判断を行うことになるのか。</p> <p>(2) 拋出型企業年金保険のように、契約単位で見た場合、年金開始前の予定利率は基礎率変更により現在 1.25%まで引き下げられているが、被保険者単位で見た場合、年金開始後の予定利率は年金開始時期により異なっているというものがある。このような契約については、契約単位では過去 5 年間常に基準利率を超えていたものとは言い難いことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該契約は高予定利率契約に該当しないものとして取扱う ② 当該契約の平均予定利率をもって高予定利率契約に該当するか否かを判定する ③ 契約単位ではなく、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判定する <p>といった取扱いが考えられるのではないか。</p>	<p>コメントの(1)については、保険契約者等の保護の観点から貴見のとおりであり、このことを明らかにするため、新保護命令に 50 条の 5 第 4 項 1 号（なお、新保護命令 1 条の 6 第 3 項 1 号・50 条の 14 第 3 項 1 号も同旨）を新設することとしました。</p> <p>コメントの(2)については、保険契約者等の保護の観点から③が相当と考えられ、このことを明らかにするため、新保護命令に 50 条の 5 第 4 項 2 号（なお、新保護命令 1 条の 6 第 3 項 2 号・50 条の 14 第 3 項 2 号も同旨）を新設することとしました。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
29	50 条の 5 第 3 項	<p>「保険期間の更新」および「保険期間の延長」の意義はそれぞれ何か。</p> <p>また、「保険期間の更新又は延長（当該更新又は延長前の保険契約の条項に基づくもの・・・）」とは、例えば自動継続特約が付帯されている場合など当該保険契約にて更新又は延長が積極的に約定されているものを指すとの理解でよいか。</p>	<p>新保護命令 50 条の 5 第 3 項にいう「保険期間の更新」とは、保険期間満了時に同内容の保険契約を再締結することにより保険期間を実質的に伸長させること（形式的には保険期間の伸長はない）であり、「保険期間の延長」とは、保険期間の満了前に契約内容の変更の一種として当該保険契約の保険期間を延長するものです。</p> <p>「保険期間の更新又は延長」であって「当該更新又は延長前の保険契約の条項に基づくもの」とは、貴見のとおり、当該更新又は延長前の現に締結されている保険契約の条項又は当該保険契約に付された保険特約の規定に基づいて行われる更新又は延長を指すものです。このことを明らかにするため、新保護命令 50 条の 5 第 3 項において、「既に締結されている保険契約の条項に基づく保険期間の更新又は延長」とすることとしました。</p>
30	50 条の 7 の 2 第 1 号	<p>「その把握のために用いられた方法」の採用は、具体的には保険契約者保護機構に委ねられていると理解してよいか。例えば、保護命令案 1 条の 8 第 3 号に基づいて作成される書類について、破綻保険会社に抽出検査を行わせるなどで、妥当性を検証する方法でよいか。</p>	<p>厳密には、第一義的には業務及び財産の管理に関する計画を作成する保険管理人ないし財産自己評価を行う破綻保険会社に委ねられているということになりますが、いうまでもなく、保険契約者保護機構による確認（保険業法 270 条の 2 第 2 項）に堪える合理的な方法である必要があります（なお、保険業法 270 条の 2 第 3 項または同条 4 項の規定により保険契約者保護機構が自ら財産の評価を行う場合には、当然のことながら、保険契約者保護機構も合理的な方法を採る必要があります）。</p> <p>そのためには、保有契約の全件について確認を行うことが原則として求められますが、新保護命令により損害保険会社に係る補償対象契約の範囲が第二分野一般に拡大されたことを踏まえ、実際の破綻処理においてかかる確認が困難な場合には、コメントに例示するような方法であっても合理的なデータ（あるいは合理的なデータを総合した結果）に基づく方法であればまったく排除されているものではありません。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
31	50条の9の2	新保険業法270条の3第3項は、同法270条の4第7項・270条の6の5第2項にも準用されていることから、これらの新保険業法の規定に基づく内閣府令・財務省令として、本条と同様の規定が必要ではないか。	新保護命令において、50条の7の3（法第270条の3の2第6項又は第7項の決定をしたときの報告事項）、50条の9の3（法第270条の4第6項の決定をしたときの報告事項）および50条の13の2（法第270条の6の5第1項の決定をしたときの報告事項）を追加しています。

2. 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の六第三項の規定に基づき、同命令第五十条の五第三項に規定する予定利率のうち基準利率を超える部分を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率等を定める件（案）について

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
32	2 条	<p>外貨建ての保険に適用される基準利率も 3.0%になるのか確認したい。外貨建ての保険まで一律の基準利率を適用するのではなく、為替レートを勘案した基準利率とすべきである。</p>	<p>外貨建保険においても保険数理は単一通貨を前提として成り立っていること、外貨建保険に係る調達側と運用側との一致および運用側が専ら当該外貨によるものであることが法令上確保されていないこと、新保護命令1条の6第2項2号に規定する年平均運用利回りの基礎となる各事業年度の運用利回りには外貨建資産の運用利回りも織り込まれていること等に鑑みると、外貨建保険について独自の基準利率を定めることは相当でないと考えられます。</p>

以上